

専門家派遣事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、専門家派遣事業（以下「本事業」という。）の実施について、専門家派遣事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(専門家派遣事業)

第2条 実施要綱第4条第1項第1号の「専門家派遣事業」の実施については、次の各号によるものとする。

(1) 当該事業の対象は、次の要件のいずれにも該当する地域団体とする。

ア 地域の課題が整理され、課題解決に向けた実践活動を検討しており、専門家に求める役割が明確であること。

イ 当該地域団体が市町と連携した取組を展開していること。

(2) 専門家の派遣回数及び派遣期間は、地域の課題や目標、組織体制等を勘案しつつ、別表に定めるとおりとし、毎年度、予算の範囲内で決定する。

(3) 専門家の派遣を希望する地域団体は、専門家に求める指導・助言の内容など、専門家の派遣を受けるに当たって必要となる事項について、市町と協議するものとする。

(4) 市町は、前号の規定による協議の結果、当該地域団体が派遣を受けることが適当と認めるときは、専門家派遣申請書（別記第1号様式）を専門家派遣事業受託者（以下「受託者」という。）に提出する。

(5) 受託者は、前号の規定による申請があった場合において、申請の内容、予算の執行状況等を総合的に勘案し、専門家を派遣することが適当と認めるときは、専門家派遣通知書（別記第2号様式）により、市町に通知する。

(6) 専門家の派遣を受けた市町は、専門家の活動状況を専門家活動報告書（別記第3号様式）により、活動の実施日から15日以内に受託者に提出する。

(7) 受託者は、前号の専門家活動報告書に基づき、専門家に謝金及び旅費を支払う。

(8) 市町は、当該年度の専門家の派遣が終了したときは、速やかに専門家派遣年間実施報告書（別記第4号様式）を受託者に提出する。

(先進地視察支援事業)

第3条 実施要綱第4条第1項第2号の「先進地視察支援事業」の実施については、次の各号によるものとする。

(1) 先進地視察支援事業による地域団体への助成金の交付は、専門家の派遣受入期間中を通じて1回を限度とする。

(2) 先進地視察を実施しようとする地域づくり団体は、あらかじめ専門家及び市町長とその目的、視察先等について協議の上、これを決定するものとする。

(3) 先進地視察の実施に当たっては、市町職員は原則としてこれに同行するものとし、専門家は可能な範囲で同行するものとする。

(事業の進行管理)

第4条 受託者は、本事業が円滑かつ効果的に実施されるよう、地域団体及び市町に対し、必要な指導・助言を行い、本事業を適切に進行管理するものとする。

(情報発信)

第5条 受託者及び県は、本事業の実施に係る現地での活動状況等について、ホームページや広報誌への掲載、活動報告会の開催等により、広く情報発信に努めるものとする。

(その他)

第6条 その他本事業の実施について必要な事項は、受託者及び県が協議して定める。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 3 やまぐち中山間地域づくり活動支援事業実施要領は、廃止する。

別表 派遣回数及び派遣期間（第2条関係）

派遣回数	派遣期間
原則として年6回を限度とする。ただし、当該地域団体の希望があり、やむを得ないと認められる場合は、派遣回数を変更することができる。	派遣開始月から最長24月とする。